

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名: _____

○ 「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1	特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。	いいえ	当該年分の路線価の公開後に提出してください。
↓ □ はい			
2	特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。	いいえ	相続税又は贈与税の申告以外の目的のためは、特定路線価の設定は行いません。
↓ □ はい			
3	評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域(路線価地域)内にありますか。 ※ 財産評価基準書(路線価図・評価倍率表)でご確認願います。	いいえ	「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価するため、特定路線価の設定は行いません。
↓ □ はい			
4	評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。	いいえ	原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は行いません。
↓ □ はい			
5	特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路(いわゆる「建築基準法上の道路等」)ですか。 ※ 北海道又は市町村の建築指導課等で確認できます。	いいえ	評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署にご相談ください。
↓ □ はい			
納税地を管轄する税務署に「特定路線価設定申出書」を提出してください。 「特定路線価設定申出書」を提出する際は、このチェックシートも併せて提出してください。			

- (※1) 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
「建築基準法上の道路等」とは、次のとおりです。
① 「建築基準法第42条第1項各号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項第1号又は第2号(平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。)」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- (※2) 財産評価基準書(路線価図・評価倍率表)は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- (※3) 納税地は、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。
- (※4) 特定路線価の設定申出に対する回答には、1か月程度の期間を要します。